

入札契約制度に係る説明会

< 建設工事 >



令和7年9月

広島県水道広域連合企業団

- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 入札契約制度について(令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容)
- 3 今後の予定
- 4 質疑応答

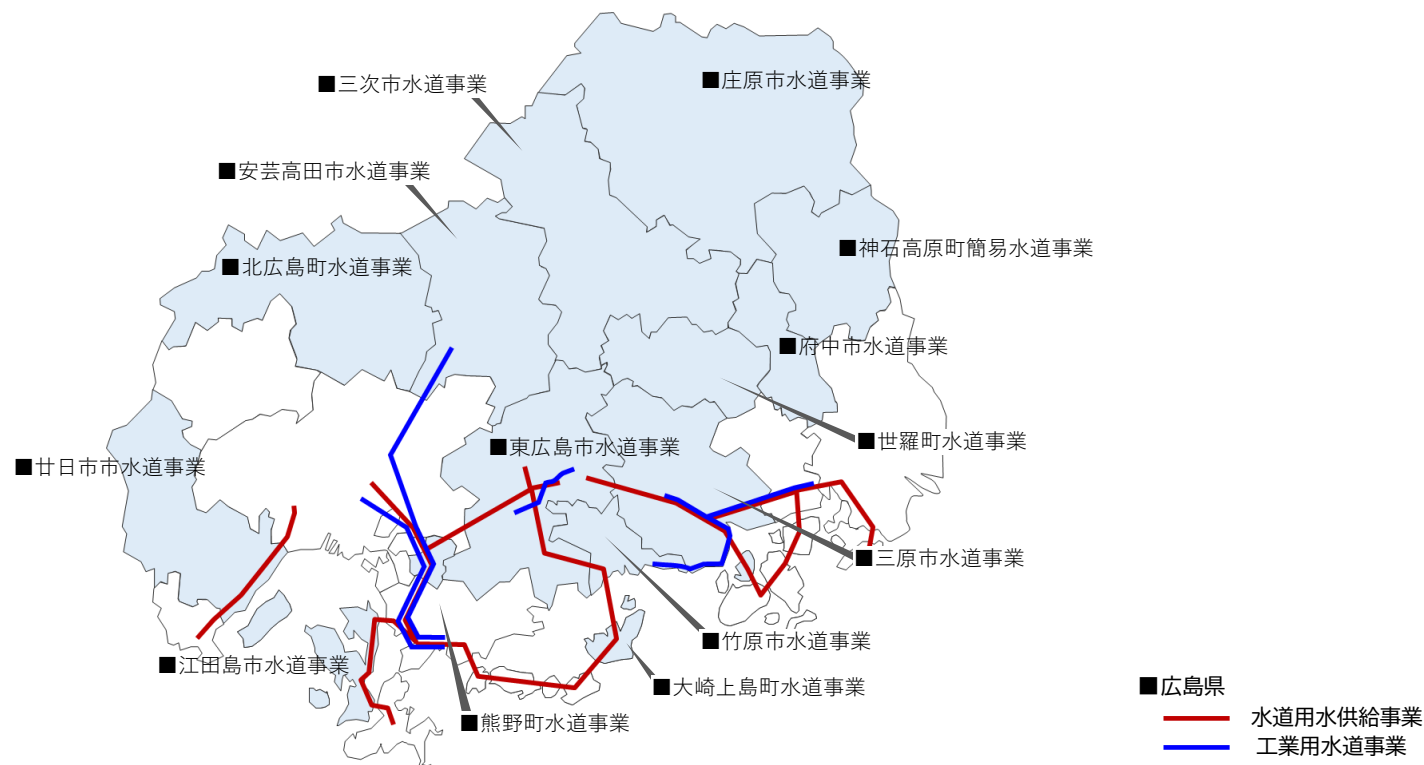
1 広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団について



(1) 概況

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、14市町と県（以下「構成団体」という。）が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- 令和5年4月から事業を開始している



(2) 基本理念 ～水道企業団の責務・目的～

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

(3) 基本方針 ～水道企業団の取組の方向性～

ア 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

イ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

ウ 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

1 広島県水道広域連合企業団について



(4) 組織体制及び工事執行

- 水道企業団の組織体制は、本部と15事務所で構成している
- 工事の執行に関しては、原則、浄水場の新設など施設の再編整備に係る工事は本部が行い、更新工事は各事務所が行う
ただし、事務所の工事量等を勘案し、必要に応じて本部が事務所をバックアップ

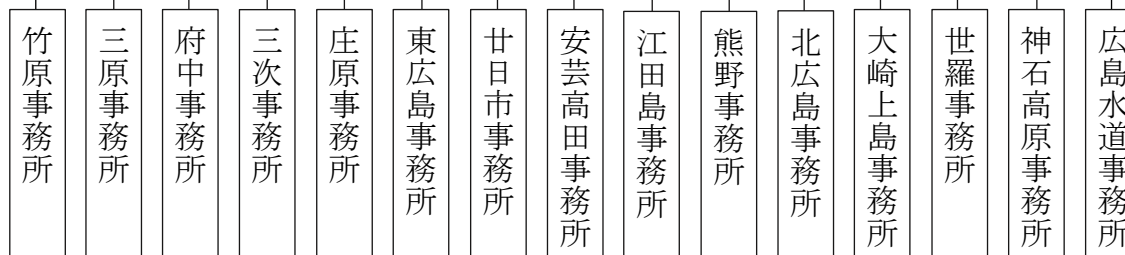
【組織体制】

(本部)

本部

- ・総務課
- ・会計課
- ・業務課
- ・水質管理センター
- ・企画課
- ・技術管理課
- ・工務課

(15事務所)



1 広島県水道広域連合企業団について



(5) 入札契約制度の統一に向けたスケジュール

- 令和5～7年度の3年間は、暫定運用として、水道企業団本部及び広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は構成団体（14市町）の制度に準拠
- 令和8年度から水道企業団の制度により、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
入札契約・検査制度	本部・広島水道事務所： <u>県制度に準拠</u>			<u>水道企業団の制度による運用</u>
	その他事務所： <u>構成団体の制度に準拠</u>			

2 入札契約制度について

(令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容)

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について
- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について
- 〈4〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について
- 〈5〉 特定建設工事共同企業体
 - ・ 異業種間の特定共同企業体について

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

〈1〉 入札参加資格審査申請

- ・ 申請方法などについて

〈2〉 格付及び格付別標準発注金額

- ・ 格付別標準発注金額の修正について

〈3〉 入札方式と適用範囲

- ・ 随意契約について

〈4〉 ダンピング対策

- ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について

〈5〉 特定建設工事共同企業体

- ・ 異業種間の特定共同企業体について

2 入札契約制度について



〈1〉入札参加資格審査申請について

申請方法などについては、次のとおりとします。

具体化・修正した
主な制度内容〈1〉

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（32業種）を運用します。

※名簿の取扱いについて※

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

② 水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっての要件

水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっては、広島県建設工事等入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

水道企業団の入札参加資格審査の申請時点において、原則、広島県の入札参加資格の認定を受けていることを必須としますが、広島県の入札参加資格の認定を受けていない場合も、広島県の入札参加資格審査の申請中（認定審査中）であれば、水道企業団の入札参加資格審査の申請は行えることとします。

なお、広島県の入札参加資格の認定を受けていない方は、広島県の調達情報ホームページより、追加申請の手続きを行ってください。

(広島県の調達情報URL：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>)

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

③ 申請方法

水道企業団のホームページに掲載する申請フォームにより、入札参加資格審査の申請を受け付けます。

○ 申請に必要な入力事項

入 力 事 項	
(1)	申請者（担当者）氏名及び連絡先
(2)	広島県の入札参加資格者名簿への登録の有無
(3)	法人番号（個人の場合は入力不要）
(4)	商号又は名称
(5)	許可番号
(6)	代表者名
(7)	主たる営業所の所在地
(8)	Eメールアドレス

○ 申請に係るホームページURL

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/shikaku-shinsei.html>

- ※ 水道企業団の入札参加資格では、申請者が広島県の入札参加資格者名簿で希望している業種すべてを認定します。
- ※ 入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても従前のものを基本とすることから、案件によっては、入札参加資格要件として複数の業種の認定を求める場合がありますので、入札参加に際し必要な業種の登録が、広島県の入札参加資格者名簿において認定されているかを確認してください。

3 入札契約制度について



○申請フォームイメージ（抜粋）

具体化・修正した
主な制度内容〈1〉

令和8年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. 返信用メールアドレス *

※本申請受付後、申請受付メール（自動返信）が届きます。申請の前に、「迷惑メール設定」などの設定を確認し、メール（ドメインはgijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp）が受信できる状態にしてください。

メールを入力してください

2. 申請者（担当者）氏名 *

回答を入力してください

5. 広島県の入札参加資格者名簿への登録確認 *

※広島県の入札参加資格者名簿へ登録がない方は、本申請を行うことができません。

ただし、本申請時点において、広島県の入札参加資格審査の申請が完了している方は、本申請を行うことができます。

☐ 登録有

☐ 現在申請中（認定審査中）

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

④ 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 28 日（金）
（ネット申請のため 24 時間受付）

⑤ 入札参加資格の通知等

○ 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、令和 8 年 3 月末までに申請者に電子メールにより通知を行います。

○ 入札参加資格の有効期間

令和 8 年度入札参加資格の有効期間は、この資格が認定された日から令和 9 年 7 月 31 日までとします。

○ 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事等入札参加資格者名簿を作成し、水道企業団のホームページに公表します。

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

⑥ その他

- 広島県の入札参加資格審査の申請をすることができない者の取扱いについて

年間平均完成工事高がないことにより、広島県の入札参加資格審査の申請をすることが出来ない者は、広島県の物品・委託役務業務競争入札参加資格（契約種目：「2 委託役務関係／51施設管理／Zその他」）の認定を受けることで、水道企業団が委託役務業務として発注する軽微な修繕業務等の入札に参加ができます。

なお、広島県の物品・委託役務業務競争入札参加資格審査の申請は、広島県会計管理部 契約・調達管理課 契約管理グループに郵送、又は電子申請により随時受付を行っています。

≪ 関係ホームページ ≫

- ・ 広島県のホームページ「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の受付」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/r7-9zuizisinnsei.html>

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

○ 電子入札システム利用に係る事前準備について

令和8年度以降の水道企業団の入札は、原則、電子入札システムにより実施します。
そのため、新規で電子入札システムを利用する建設業者は、広島県の調達情報ホームページの「事前準備の概要」を参考に、利用開始の手続きを行う必要があります。

事前準備のうち、「5. 利用者登録」は、相手方自治体ごとに行うことが基本となっているため、既に利用者登録を行っている場合も、登録済みのICカードを、水道企業団に追加登録する必要があります。

なお、利用者登録は、水道企業団の入札参加資格の認定通知受領後に行ってください。

≪ 関係ホームページ ≫

- ・ 広島県の調達情報ホームページ「事前準備の概要」
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html> -
- ・ 利用者登録操作マニュアル
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/manual_touroku.html -

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<1>

○令和8年度以降の入札参加資格認定に係るスケジュールについて

名簿年度	年度				
	R7	R8	R9	R10	R11
令和8年度 名簿	申請期間 (R7.11月) 認定期間 (R8.4月～R9.7月) 審査期間 (R7.11月～R8.3月)				
令和9・10年度 名簿	申請期間 (R8.11月) 認定期間 (R9.8月～R11.7月) 審査期間 (R8.11月～R9.7月)				
令和11・12年度 名簿	申請期間 (R10.11月) 認定期間 (R11.8月～R13.7月) 審査期間 (R10.11月～R11.7月)				

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて

- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について

- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について

- 〈4〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について

- 〈5〉 特定建設工事共同企業体
 - ・ 異業種間の特定共同企業体について

2 入札契約制度について



〈2〉格付別の標準発注金額について

制度のベースとしている県の格付別標準発注金額が、近年の建設工事費の急激な上昇を踏まえ改正されたため、水道企業団の格付別標準発注金額の見直しを行いました。

具体化・修正した
主な制度内容〈2〉

※ 三原事務所、東広島事務所、廿日市事務所は、令和10年度末まで経過措置として、別途定める格付別の標準発注金額を適用します。
詳細は、HPに掲載している「入札契約制度」資料をご覧ください。

① 格付別の標準発注金額（その1）

水道企業団が独自に格付を行う6業種について、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

百万円	A 県外	A 県内	B	C	D
500	■	■			
230	■	■			
150		■	■		
120		■	■		
90		■	■	■	
60			■	■	
23			■	■	
15			■	■	■
10			■	■	■
	A 県外	A 県内	B	C	D

土木一式工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	■			
50	■	■		
40	■	■	■	
30	■	■	■	■
20	■	■	■	■
13	■	■	■	■
9	■	■	■	■
4	■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C

機械器具設置工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	■			
50	■	■		
30	■	■	■	
18	■	■	■	■
13	■	■	■	■
9	■	■	■	■
4	■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C

電気通信工事

■：標準の金額帯（標準枠）
■：地域の発注状況を踏まえ、
設定した金額帯（特例枠）

2 入札契約制度について



① 格付別の標準発注金額（その2）

具体化・修正した
主な制度内容<2>

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
600	■	■				
200	■	■	■			
150	■	■	■		■	
100	■	■	■		■	
50	■	■	■		■	■
40	■	■	■		■	■
35	■	■	■		■	■
25	■	■	■		■	■
23	■	■	■		■	■
20	■	■	■		■	■
15	■	■	■		■	■
12	■	■	■		■	■
9	■	■	■		■	■
5	■	■	■		■	■
4	■	■	■		■	■
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

水道施設工事

百万円	A	B	C	D
500	■			
100	■			
80	■	■		
60	■	■		
40	■	■		
23	■	■	■	■
17	■	■	■	■
15	■	■	■	■
10	■	■	■	■
7	■	■	■	■
3	■	■	■	■
	A	B	C	D

管工事

百万円	A	B	C	D
500	■			
80	■			
60	■	■		
50	■	■		
40	■	■		
30	■	■		
23	■	■	■	
17	■	■	■	
9	■	■	■	
8	■	■	■	■
6	■	■	■	■
3	■	■	■	■
	A	B	C	D

電気工事

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、
 設定した金額帯（特例枠）

2 入札契約制度について



① 格付別の標準発注金額（その3）

水道企業団で独自に格付を行う 6 業種以外については、広島県が定める次の基準を準用します。

※ 広島県において格付を行っていない次の17業種については、水道企業団においても同様に格付を行いません。

プレストレストコンクリート工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、設定した金額帯（特例枠）

具体化・修正した
主な制度内容〈2〉

百万円	A 県外	A 県内	B	C	D
230	■	■			
170		■			
60			■		
17				■	■
	A 県外	A 県内	B	C	D

建築一式工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
600	■	■				
300		■				
80			■			
60				■		
30					■	
17						■
14						
8						
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

鋼構造物工事

百万円	A	A 県内	B	C	D
40	■	■			
15		■			
10			■		
6				■	■
	A	A 県内	B	C	D

舗装工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
40		■			
17			■		
12				■	
9					■
6					
	A	B 県内	B 県外	C	D

法面処理工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■				
50		■				
30			■			
8				■		
6					■	
5						■
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

造園工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
60		■			
17			■		
14				■	
9					■
5					
	A	B 県内	B 県外	C	D

とび・土工・コン工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
60		■			
17			■		
14				■	
9					■
5					
	A	B 県内	B 県外	C	D

解体工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
600	■	■				
23		■				
15			■			
12				■		
8					■	
7						■
6						
5						
3						
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

塗装工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	■	■		
50		■		
30			■	
15				■
9				
5				
	A	B 県内	B 県外	C

しゅんせつ工事

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について
- 〈3〉 入札方式と適用範囲**
 - ・ 随意契約について**
- 〈4〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について
- 〈5〉 特定建設工事共同企業体
 - ・ 異業種間の特定共同企業体について

2 入札契約制度について



〈3〉入札方式と適用範囲

地方公営企業法施行令の改正に伴い、広島県水道広域連合企業団契約規程が改正されたため、随意契約の締結できる金額を修正しました。

具体化・修正した
主な制度内容〈3〉

ウ 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設業者を選定して契約を締結することができるものとします。

＜地方自治法施行令で定める要件＞

- (ア) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (イ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒ 工事・製造請負 **400万円**以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

随意契約の締結できる金額	
修正前	修正後
請負設計金額(税込) 250万円以下	請負対象設計金額(税込) <u>400万円</u> 以下

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について
- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について
- 〈4〉 **ダンピング対策**
 - ・ **低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について**
- 〈5〉 特定建設工事共同企業体
 - ・ 異業種間の特定共同企業体について

2 入札契約制度について



〈4〉ダンピング対策

具体化・修正した
主な制度内容〈4〉

制度のベースとしている県の低入札価格調査制度における調査基準価格の下限値が引き上げられたため、水道企業団の調査基準価格の下限値も見直しを行いました。

※本部・広島水道事務所が発注する建設工事等については、令和7年6月から本制度を適用済

ア 低入札価格調査制度

（ア）適用対象

総合評価落札方式の建設工事又は、請負対象設計金額2億円以上（当面の間）の建設工事

（イ）調査基準価格の設定

<電子入札案件>

次の算定式により算出する。（ただし、予定価格の85%～92%の範囲内）

- ・ 応札者が5者以上の場合

入札金額の平均値－標準偏差×1/2（0.5σ）

- ・ 応札者が5者未満の場合

入札金額の平均値の概ね95%

<電子入札案件以外>

予定価格の概ね90%

調査基準価格の設定範囲

修正前	修正後
予定価格の 82%～92%	予定価格の <u>85%</u> ～92%

2 入札契約制度について



【令和7年3月時点から具体化・修正した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 申請方法などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 格付別標準発注金額の修正について
- 〈3〉 入札方式と適用範囲
 - ・ 随意契約について
- 〈4〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について
- 〈5〉 **特定建設工事共同企業体**
 - ・ **異業種間の特定共同企業体について**

2 入札契約制度について



〈5〉特定建設工事共同企業体

異業種間の特定建設工事共同企業体など取扱いについて、次のとおりとします。

具体化・修正した
主な制度内容〈5〉

次の対象工事において、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合は、特定建設工事共同企業体（以下、「特定共同企業体」という。）を活用します。

なお、特定共同企業体は、原則として、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型共同企業体）としますが、技術的特性から工事を分担して行うことが適正である場合は、分担施工方式（乙型共同企業体）を適用できることとします。

また、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事として施工することにより、効果的な施工が可能となる場合は、異業種間の特定共同企業体についても適用できることとします。

【対象工事】

- ・ 1 件の請負対象設計金額が 5 億円以上の土木構造物、建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要がある工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある工事

2 入札契約制度について



具体化・修正した
主な制度内容<5>

【特定共同企業体（甲型）の構成員】

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
5億円以上 20億円未満	2者	AA 又は AB
20億円以上 30億円未満	3者	AAA 又は AAB
30億円以上 50億円未満		AAA

※ 50億円以上の工事については、4者以上の組み合わせができることとする。

※ 特定共同企業体(乙型)の場合の構成員数等については、別途定めることとする。

2 入札契約制度について



その他事項

入札契約制度の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

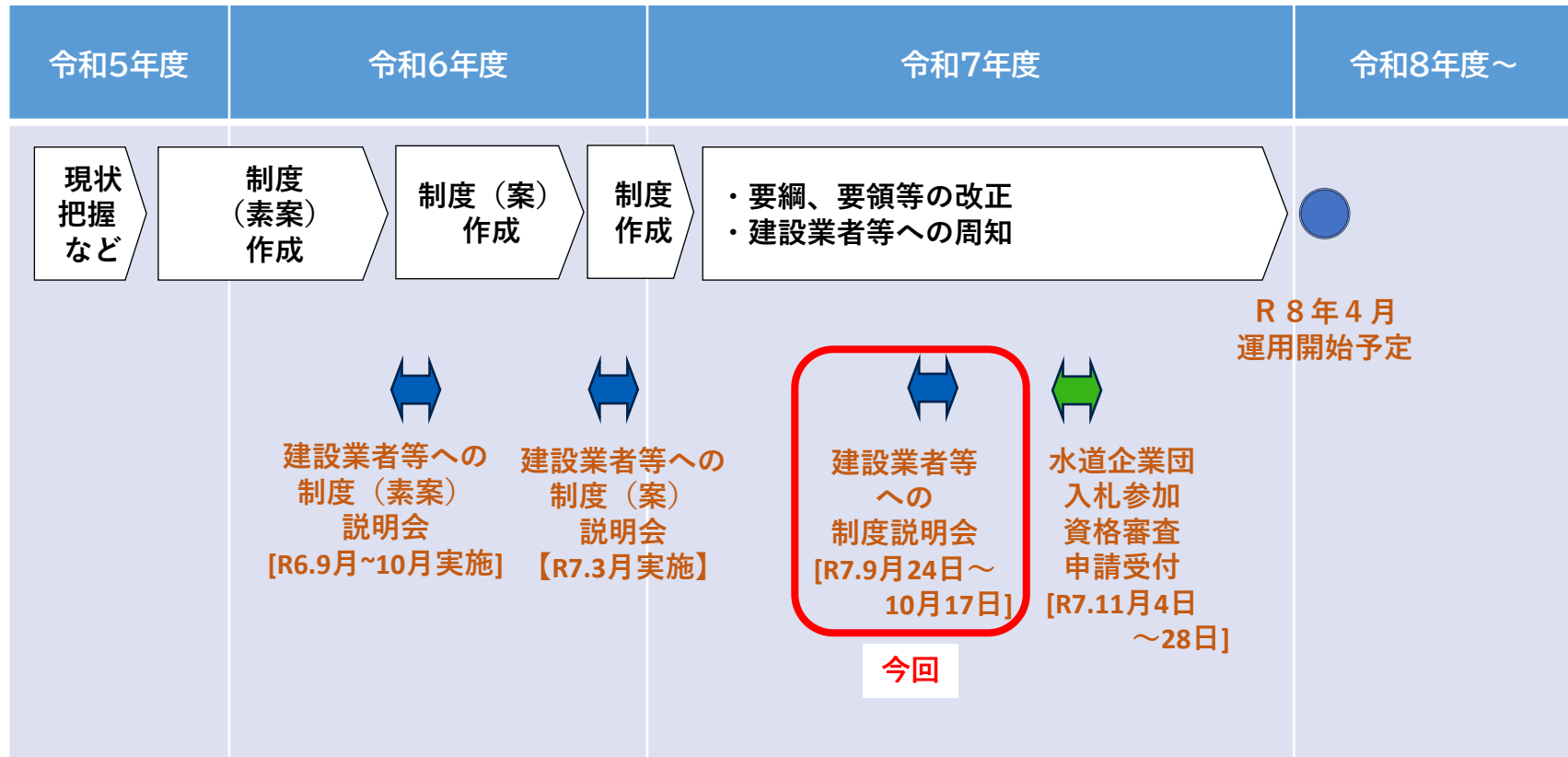
→広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)

3 今後の予定

3 今後の予定



○ スケジュール



4 質疑応答

< 問合せ窓口 >

御不明な点等ございましたら、次の連絡先までお願いします。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 技術管理課 野村、門田、進藤

電話 : 050-3785-2840

E-mail : gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

終了

ご清聴ありがとうございました

別添

入札契約制度

(1) 入札契約制度統一の基本的な考え方

- 水道企業団は、ひとつの水道事業者として、次に掲げる目的を達成し、適切な公共調達を実現するため、入札契約制度を統一する。

(目的)

- ・ 公正な競争の確保
 - ・ 入札手続の透明性の向上
 - ・ コストの縮減
 - ・ 工事の品質の確保
 - ・ 地元企業の参入機会を増やすことによる地域経済の活性化
- 制度の構築にあたっては、水道企業団の事業エリアが県全域となることから、県の制度をベースとし、将来にわたって、水道施設の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設業者や建設コンサルタントについて、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的持続的に担い手が確保、育成されている状態を目指します。
 - 水道企業団は、水道事業に特化した団体であり、多様な背景を持つ市町と県が統合したという実情を考慮し、工事の入札参加資格要件などのルール作りを行う

(2) 入札参加資格者名簿について

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（32業種）を運用します。

※名簿の取扱いについて※

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

② 水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっての要件

水道企業団の入札参加資格審査申請にあたっては、広島県建設工事等入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

水道企業団の入札参加資格審査の申請時点において、原則、広島県の入札参加資格の認定を受けていることを必須としますが、広島県の入札参加資格の認定を受けていない場合も、広島県の入札参加資格審査の申請中（認定審査中）であれば、水道企業団の入札参加資格審査の申請は行えることとします。

なお、広島県の入札参加資格の認定を受けていない方は、広島県の調達情報ホームページより、追加申請の手続きを行ってください。

(広島県の調達情報URL：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>)

3 入札契約制度について



③ 登録申請方法

水道企業団のホームページに掲載する申請フォームにより、入札参加資格審査の申請を受け付けます。

- 申請に必要な入力事項

入 力 事 項	
(1)	申請者（担当者）氏名及び連絡先
(2)	広島県の入札参加資格者名簿への登録の有無
(3)	法人番号（個人の場合は入力不要）
(4)	商号又は名称
(5)	許可番号
(6)	代表者名
(7)	主たる営業所の所在地
(8)	Eメールアドレス

- 申請に係るホームページURL

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/shikaku-shinsei.html>

3 入札契約制度について



④ 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 28 日（金）
（ネット申請のため 24 時間受付）

⑤ 入札参加資格の通知等

○ 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、令和 8 年 3 月末までに申請者に電子メールにより通知を行います。

○ 入札参加資格の有効期間

令和 8 年度入札参加資格の有効期間は、この資格が認定された日から令和 9 年 7 月 31 日までとします。

○ 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事等入札参加資格者名簿を作成し、水道企業団のホームページに公表します。

3 入札契約制度について



⑥ その他

- 広島県の入札参加資格審査の申請をすることができない者の取扱いについて
年間平均完成工事高がないことにより、広島県の入札参加資格の申請をすることが出来ない者は、広島県の物品・委託役務業務競争入札参加資格（契約種目：「2 委託役務関係／51施設管理／Zその他」）の認定を受けることで、水道企業団が委託役務業務として発注する軽微な修繕業務等の入札に参加ができます。

なお、広島県の物品・委託役務業務競争入札参加資格審査の申請は、広島県会計管理部 契約・調達管理課 契約管理グループに郵送、又は電子申請により随時受付を行っています。

≪ 関係ホームページ ≫

- ・ 広島県のホームページ「令和7～9年度物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の受付」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/r7-9zuizisinnsei.html>

3 入札契約制度について



○ 電子入札システム利用に係る事前準備について

令和8年度以降の水道企業団の入札は、原則、電子入札システムにより実施します。そのため、新規で電子入札システムを利用する建設業者は、広島県の調達情報ホームページの「事前準備の概要」を参考に、利用開始の手続きを行う必要があります。

事前準備のうち、「5. 利用者登録」は、相手方自治体ごとに行うことが基本となっているため、既に利用者登録を行っている場合も、登録済みのICカードを、水道企業団に追加登録する必要があります。

なお、利用者登録は、水道企業団の入札参加資格の認定通知受領後に行ってください。

≪ 関係ホームページ ≫

- ・ 広島県の調達情報ホームページ「事前準備の概要」
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html> -
- ・ 利用者登録操作マニュアル
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/manual_touroku.html -

(3) 格付について

① 格付の統一基準

- 水道企業団では、水道事業において利用頻度の高い6業種については、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

業種	格付
土木一式工事	A、B、C、Dの4段階
電気工事	A、B、C、Dの4段階
管工事	A、B、C、Dの4段階
機械器具設置工事	A、B、Cの3段階
電気通信工事	A、B、Cの3段階
水道施設工事	A、B、C、Dの4段階

- その他、26業種（そのうち17業種は格付なし）については、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における格付を適用します。

プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、法面処理工事、
とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、タイル・レンガ・ブロック工事、
鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、
内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、
解体工事

② 格付の評価方法

- 水道事業において利用頻度の高い6業種については、当面の間、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値のうち、客観的事項の審査（経営事項審査）による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査（主観数値の算出）には、水道企業団が発注した建設工事の完成工事成績の蓄積等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観的事項	評価対象期間						
	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	
水道企業団が発注した 建設工事の完成工事成績	← R8.4.1～R10.10.31（約2年間） →			R11 ・ R12 名簿で 評価	← R8.4.1～ R12.10.31（約4年間） →		R13 ・ R14 名簿で 評価
優良建設業者表彰回数	← R9年度～ R10年度（2年間） →				← R9年度～ R12年度（4年間） →		
指名除外等の契約制限	← R8.4.1～R10.11.30（約2年間） →				← R10.12.1～ R12.11.30（2年間） →		
地域貢献	申請時における 取組状況を確認				申請時における 取組状況を確認		

○ 令和8年度から令和10年度末まで
総合数値＝客観数値
(経営事項審査の総合評点)

○ 令和11年度以降
総合数値＝客観数値＋主観数値
(経営事項審査の総合評点) (主観的事項の審査による数値)

(4) 格付別の標準発注金額について

① 格付別の標準発注金額（その１）

水道企業団が独自に格付を行う 6 業種について、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

百万円	A 県外	A 県内	B	C	D
500	標準	標準			
230	標準	標準			
150		標準	特例		
120		標準	標準		
90		標準	標準	特例	
60			標準	標準	
23			特例	標準	
15			特例		特例
10			特例	標準	標準
	A 県外	A 県内	B	C	D

土木一式工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	標準			
50	標準	標準	特例	
40	標準	標準	特例	
30	標準	標準	標準	特例
20	標準	標準	標準	特例
13	標準	標準	標準	特例
9	特例	標準	標準	標準
4	特例	標準	標準	標準
	A	B 県内	B 県外	C

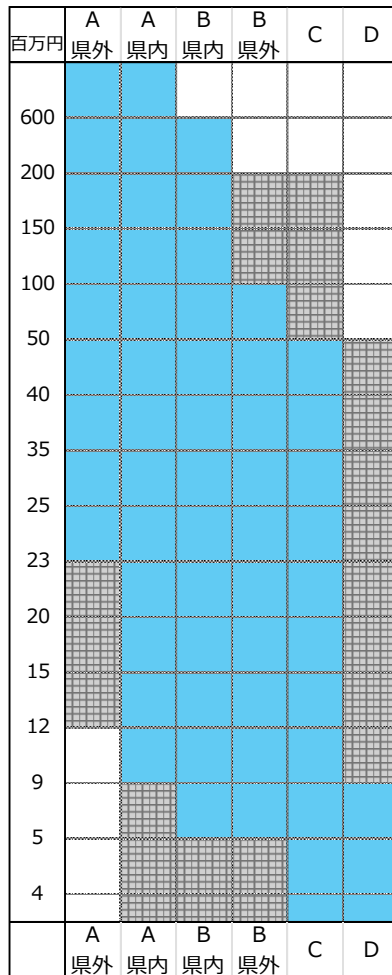
機械器具設置工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	標準	標準		
50	標準	標準	特例	
30	標準	標準	標準	
18	標準	標準	標準	特例
13	標準	標準	標準	特例
9	特例	標準	標準	標準
4	特例	標準	標準	標準
	A	B 県内	B 県外	C

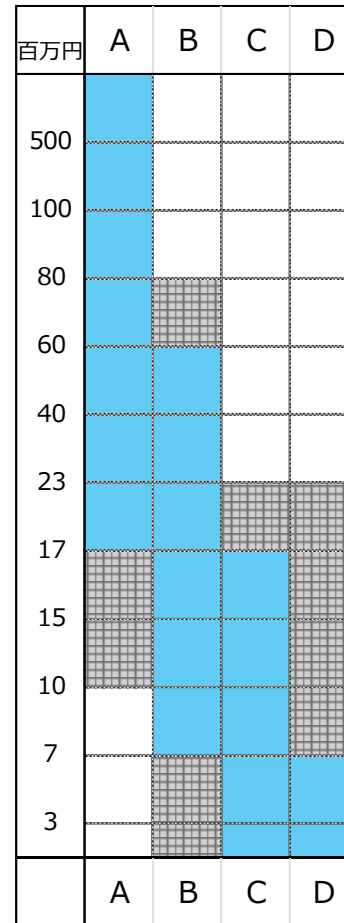
電気通信工事

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、
 設定した金額帯（特例枠）

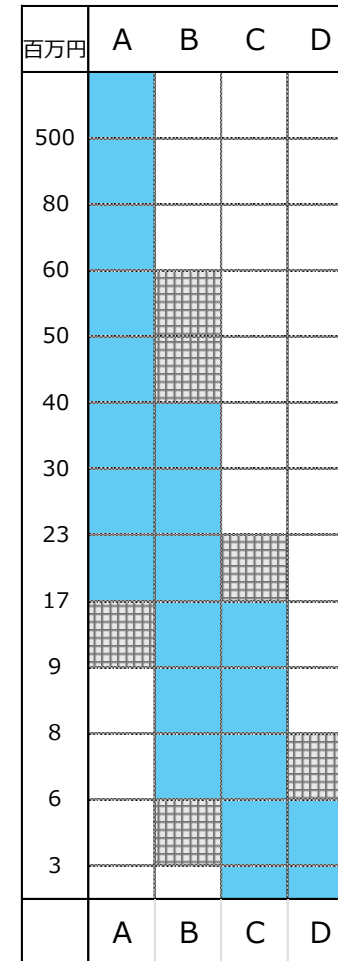
① 格付別の標準発注金額（その２）



水道施設工事



管工事



電気工事

■：標準の金額帯（標準枠）
■：地域の発注状況を踏まえ、設定した金額帯（特例枠）

① 格付別の標準発注金額（その3）

水道企業団で独自に格付を行う 6 業種以外については、広島県が定める次の基準を準用します。

※ 広島県において格付を行っていない次の17業種については、水道企業団においても同様に格付を行いません。

プレストレストコンクリート工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、設定した金額帯（特例枠）

百万円	A 県外	A 県内	B	C	D
230	■	■			
170		■	■		
60			■	■	
17				■	■
	A 県外	A 県内	B	C	D

建築一式工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
600	■	■				
300		■	■			
80			■	■		
60	■	■	■	■	■	
30	■	■	■	■	■	
17		■	■	■	■	■
14		■	■	■	■	■
8		■	■	■	■	■
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

鋼構造物工事

百万円	A 県内	B	C	D
40	■	■		
15		■	■	
10			■	■
6			■	■
	A 県内	B	C	D

舗装工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
40		■	■		
17	■	■	■	■	
12	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
6		■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C	D

法面処理工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■				
50		■	■			
30		■	■	■		
8		■	■	■	■	
6		■	■	■	■	■
5		■	■	■	■	■
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

造園工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
60		■	■		
17	■	■	■	■	
14	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
5		■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C	D

とび・土工・コン工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C	D
120	■	■			
60		■	■		
17	■	■	■	■	
14	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
5		■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C	D

解体工事

百万円	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D
600	■	■				
23		■	■			
15		■	■	■		
12		■	■	■	■	
8	■	■	■	■	■	
7	■	■	■	■	■	■
6	■	■	■	■	■	■
5		■	■	■	■	■
3		■	■	■	■	■
	A 県外	A 県内	B 県内	B 県外	C	D

塗装工事

百万円	A	B 県内	B 県外	C
300	■	■		
50		■	■	
30		■	■	■
15		■	■	■
9	■	■	■	■
5	■	■	■	■
	A	B 県内	B 県外	C

しゅんせつ工事

入札契約制度について



○ 建設工事に係る主な制度と適用範囲

区分	適用範囲 請負対象設計金額 (税込み)				
	4百万円	1千万円	5千万円	2億円	5億円
入札方式等	一般競争入札				
	指名競争入札				
	随意契約				
	(価格競争)			総合評価落札方式	
			総合評価落札方式		
ダンピング 対策	最低制限価格制度			低入札価格調査制度	
特定建設工事 共同企業体 (JV)					
予定価格の 公表	事前公表			事後公表	
入札ボンド					

※1 総合評価落札方式を適用した工事については、請負対象設計金額2億円未満についても対象となる。

※2 水道用水供給事業、工業用水道事業の工事に適用。ただし、市町事業においても、企業長が必要と判断した場合は、適用する。

(5) 主な制度について

① 入札方式

入札方式は、原則、一般競争入札とします。

ただし、請負対象設計金額 1 千万円未満の工事については、指名競争入札によることができることとします。

入札は、電子入札システムにより実施することとします。

ア 一般競争入札

(ア) 審査方式

原則、事後審査型一般競争入札を適用します。

(イ) 入札参加資格

入札参加資格は、発注する案件ごとに定めます。各案件の入札公告を十分に確認してください。

なお、入札参加資格要件は、令和 8 年度からの統一運用においても、従前のものを基本とします。

<入札参加資格の要件>

- ・ 建設工事入札参加資格者名簿における業種や格付等級
- ・ 年間平均完成工事高
- ・ 特定建設業許可の要否
- ・ 営業所の所在地
- ・ 同種工事の元請施工実績
- ・ 配置技術者に係る要件
- ・ その他

イ 指名競争入札

請負対象設計金額が1千万円未満の建設工事で、次に該当する場合においては能力や実績等に基づいて選定した業者を指名して入札を行います。

- ・ その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ・ 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・ 一般競争に付することが不利と認められるとき

(ア) 指名選定方法

水道企業団の入札参加資格者名簿に登録されており、発注する工事の種類及び設計金額に応じた格付を有する業者の中から、工事場所や実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

(イ) 指名の通知

指名業者へは、電子入札システムに登録された電子メールアドレス宛に指名通知書が送付されます。

ウ 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設業者を選定して契約を締結することができるものとします。

＜地方自治法施行令で定める要件＞

- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- ・ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- ・ 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒ 工事・製造請負 400万円以下
- ・ 落札者が契約を締結しないとき。
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

② 総合評価落札方式

ア 対象工事及び適用基準

請負対象設計金額が2億円以上（当面の間）の建設工事については、工事内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額が2億円未満の建設工事においても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用対象とします。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	2億円以上	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同一業種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

③ ダンピング対策

ア 低入札価格調査制度

(ア) 適用対象

総合評価落札方式の建設工事又は、請負対象設計金額 2 億円以上（当面の間）の建設工事

(イ) 調査基準価格

< 電子入札案件 >

次の算定式により算出する。（ただし、予定価格の85%～92%の範囲内）

- ・ 応札者が 5 者以上の場合

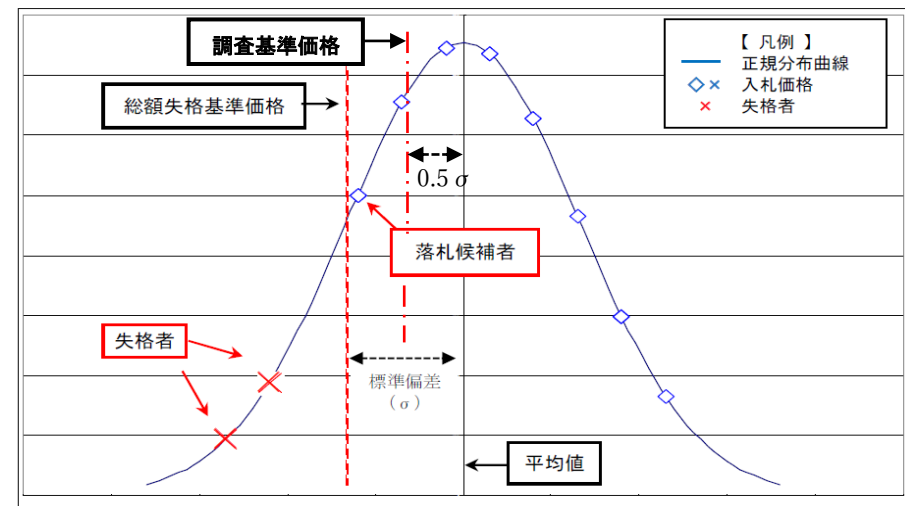
入札金額の平均値 - 標準偏差 × 1/2 (0.5σ)

- ・ 応札者が 5 者未満の場合

入札金額の平均値の概ね95%

< 電子入札案件以外 >

予定価格の概ね 90%



イ 最低制限価格制度

(ア) 適用対象

請負対象設計金額 2 億円未満（当面の間）の建設工事（随意契約及び総合評価落札方式の建設工事を除く）

(イ) 最低制限価格の設定

○ 最低制限価格の算出式

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

○ 最低制限価格基準額

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格基準額} &= (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) \\ &\quad + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費} \times 0.68) \end{aligned}$$

※ ただし、上記により算定した額が、予定価格の110分の100に0.92を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.75を乗じて得た額（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。（上限額及び下限額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

○ 無作為係数

電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500（少数第6位以下を切り捨てる。）とします。

④ 特定建設工事共同企業体

次の対象工事において、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合は、特定建設工事共同企業体（以下、「特定共同企業体」という。）を活用します。

なお、特定共同企業体は、原則として、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型共同企業体）としますが、技術的特性から工事を分担して行うことが適正である場合は、分担施工方式（乙型共同企業体）を適用できることとします。

また、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事として施工することにより、効果的な施工が可能となる場合は、異業種間の特定共同企業体についても適用できることとします。

【対象工事】

- ・ 1 件の請負対象設計金額が 5 億円以上の土木構造物、建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要がある工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある工事

3 入札契約制度について



【特定共同企業体（甲型）の構成員】

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
5億円以上 20億円未満	2者	AA 又は AB
20億円以上 30億円未満	3者	AAA 又は AAB
30億円以上 50億円未満		AAA

※ 50億円以上の工事については、4者以上の組み合わせができることとする。

※ 特定共同企業体(乙型)の場合の構成員数等については、別途定めることとする。

⑤ 予定価格の公表

水道企業団が発注する工事の入札においては、対象工事の請負対象設計金額に応じて、次表のとおり予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象設計金額		
事後	全業種	2億円以上	広島県HPの調達情報(契約締結後)	
事前	全業種	2億円未満	一般競争	広島県HPの調達情報 (入札公告)
			指名競争	広島県HPの調達情報 (入札公告) 指名通知書 入札等一覧表

⑥ 入札ボンド制度

過度な入札参加を抑制し、質の高い競争環境を整備するため、金融機関が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能を活用します。

ア 対象工事

請負対象設計金額 5 億円以上の建設工事

イ 入札ボンドの種類

- ・ 現金
- ・ 現金に代わる担保となる有価証券（利付国債に限る。）
- ・ 保険会社の入札保証保険
- ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ・ 金融機関の入札保証

※ 現金、有価証券及び金融機関の入札保証については、落札決定時等に入札者へ還付します。

ウ 保証を求める割合

入札金額（税込）の100分の 5 以上

⑦ 工事費内訳書

ア 目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、工事費内訳書の提出を求めます。

イ 対象工事

一般競争入札又は指名競争入札により発注するすべての工事

ウ 主な記載内容

① 工事費の内訳

工事数量総括表に記載がある費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル3まで）

② 完成後の調査等に関する誓約

（以降、低入札価格調査制度の対象工事の場合）

① 低入札価格調査に係る意向確認

② 工事費の内訳（レベル4まで）※

③ 下請負人及び見積額※

工事費の内訳に記入したすべての項目について、入札者及びすべての一次下請け予定者の内訳を記入

④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

⑧ 前金払・中間前金払

ア 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の4以内の額を支払います。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、請求により請負代金の10分の2以内の支払いとなります。

イ 中間前金払

中間前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額50万円以上の工事につき、次の全ての要件を満たす場合に、請負代金額の10分の2以内の額を支払します。

- (ア) 工期の2分の1を経過していること。
- (イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

⑨ DB方式（概算数量工事発注方式）

水道企業団では、工事発注業務の効率化を図るため、従来発注時に明示していた配管図等の設計図面や数量計算の一部を簡略化し、概算数量を用いて工事費を積算し発注する概算数量発注工事方式を試行しています。

受注者は、現地調査等を行い、その結果を反映させた設計図面等を作成し、発注者の承認を得たうえで、工事を実施するものとします。

【試行対象工事】

- ・ 原則として、小口径（ $\phi 300\text{mm}$ 以下）の水道管路の更新・新設工事
- ・ 開削工事
- ・ 施工延長が概ね1,000m以下
- ・ 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な管路布設工事

⑩ 優良建設業者等の表彰

水道企業団が発注する建設工事において、優れた成績を修めた建設業者及び優秀な技術者を表彰する制度を創設します。

本制度は、令和9年度から運用を開始することとし、令和9年度の表彰対象は、令和8年度に引き渡しを受けた工事とします。

ア 表彰対象工事

前年度に県内業者が施工、引渡しを受けた最終契約額1,000万円以上の工事において、業種ごとに定める点数以上の成績評定点が付された工事を対象とします。

イ 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設業者	<u>表彰対象工事を施工した者のうち、次の基準をすべて満たす者</u> を選考対象とします。 ・ 前年度に引渡しを受けた工事で、元請負人として2件以上の施工実績を有し、当該工事の工事成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事がないこと ・ 前年度に指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと
優秀技術者	<u>表彰対象工事の監理のため、原則、工事の全期間に配置されていた監理技術者又は主任技術者</u> を選考対象とします。

ウ 被表彰者の選考等

イに該当する者を公募し、審議のうえ決定します。